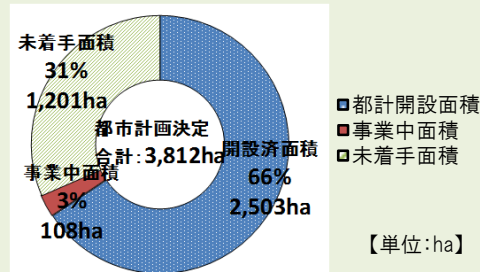


# 都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的考え方 概要(1/2)

## 1. 市町村公園の現状

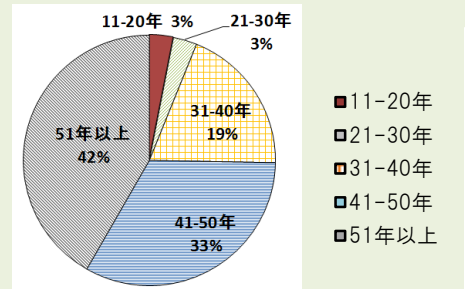
### ◇整備状況

大阪府域における都市計画公園・緑地の状況  
(平成23年3月末時点) ※府営公園・国営公園除く



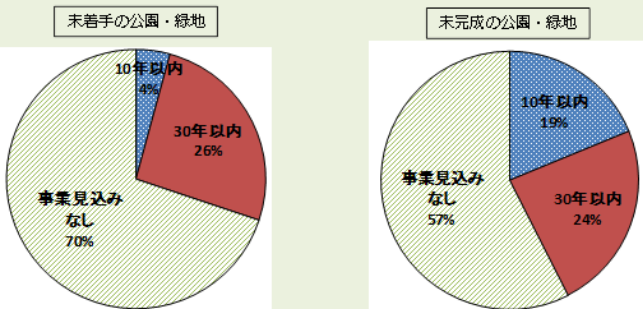
### ◇経過年数

未着手区域における都市計画決定経過年数の状況  
(平成22年3月末時点) ※府営公園・国営公園除く



### ◇今後の事業見込み

未着手、未完成公園・緑地の今後の事業見込み



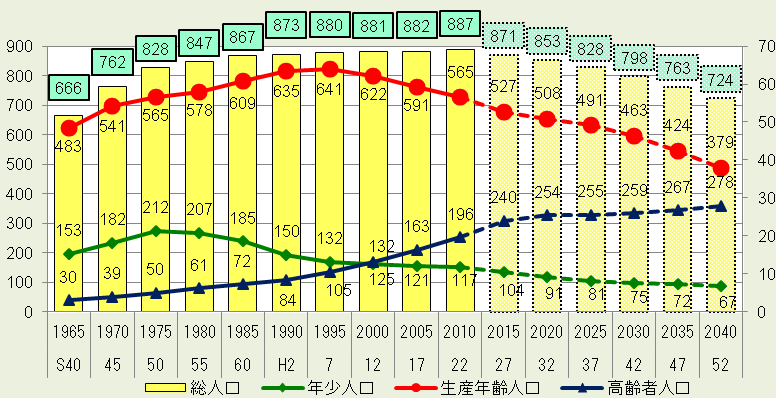
都市計画公園の見直しに関するアンケート調査  
(平成22年3月31日現在)

- 大阪府域におけるすべての都市計画公園・緑地約3,812haのうち、約3割にあたる1,201haが未着手(平成23年3月末時点)
- 未着手面積のうち、都市計画決定後30年以上経過しているものは94%を占める

- 未着手公園・緑地のうち約70%、未完成公園・緑地のうち約57%が事業見込みなし
- 未着手公園・緑地について、今後10年以内に着手できるものはわずか4%で、今後とも建築制限が長期化する状況

## 2. 背景

### ◇人口減少および少子高齢化



- 平成52年には平成22年より163万人、18%の人口減
- 高齢者は1.4倍に増え、年少者は約6割に落ち込む予測

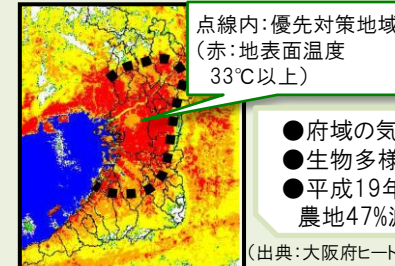
### ◇災害リスクの高まり

これまでの防災公園の役割  
・災害時の避難の場  
(一時避難、広域避難、避難路、避難生活)  
・災害対策拠点  
(救援活動、復旧・復興活動、防災学習)  
・災害の緩和、防止  
(延焼防止、爆発被害軽減・防止、崖崩れ等緩和・防止)

東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針  
国土交通省 平成24年3月  
【あらゆるハード・ソフトによる多重防御の一つとしての減災効果を期待】  
① 多重防御の一つとして、一定の津波に対する津波エネルギーの減衰、市街地へ到達する水量を減少させる湛水の場、漂流物の捕捉  
② 津波に対する避難路・避難地  
③ 自衛隊等の活動拠点や資材の仮置場など復旧・復興支援の場  
④ 復興の象徴として大津波の記録や教訓を留めるメモリアル公園や、防災訓練など日頃から防災意識を醸成する場となる防災教育機能

### ◇都市環境の悪化

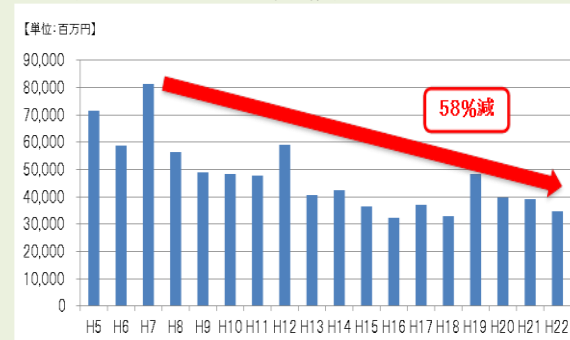
大阪府ヒートアイランド対策推進計画による優先対策地域



(出典:大阪府ヒートアイランド対策推進計画)

### ◇都市公園事業費

大阪府域の都市公園事業費推移



### ◇緑の基本計画

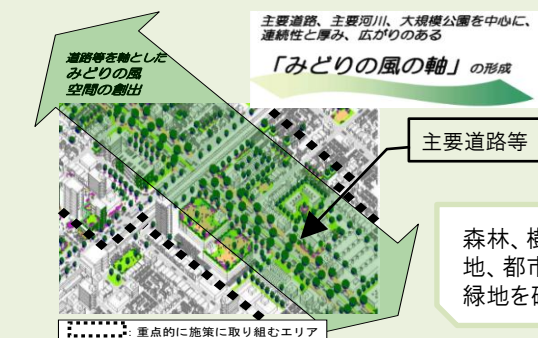
#### 緑の基本計画に定める内容

- 市町村の緑地の保全及び緑化の目標
- 市町村の緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- 市町村が設置する都市公園の整備方針と保全すべき緑地の確保及び緑化の推進
- 緑地保全地域及び特別緑地保全地区内の緑地の保全
- 緑化地域等における緑化の推進

※緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置するよう努めること(都市公園法第3条第2項)

### ◇上位計画

北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープラン(平成23年3月)



みどりの大阪推進計画(平成21年12月)



みどりの大阪推進計画(平成21年12月)【抜粋】  
計画期間:2025年まで  
●緑地の確保目標  
「緑地」の府域面積に対する割合を約4割以上確保  
●緑化の目標(市街化区域)  
緑被率20%(現況(H14:14%)の1.5倍)  
●指標  
・大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やします <約5割→約8割>  
・最近みどりに触れた(緑化活動に取り組んだ、自然に親しんだ等)府民の割合を増やします <約4割→約8割>

4つの基本戦略  
基本戦略-1  
みどり豊かな自然環境の保全・再生  
基本戦略-2  
みどりの風を感じるネットワークの形成  
基本戦略-3  
街の中に多様なみどりを創出  
基本戦略-4  
みどりの行動の促進

公共空間、民有地などの様々な戦略により  
府民実感のあるみどり施策を実施

## 3. 見直しの必要性

### ◇建築制限に係る課題

長期の都市計画制限に係る訴訟提起(平成17年 盛岡事件 最高裁 補足意見)

- ・建築制限の期間を考慮することなく、損失補償の必要がないとする考えは大いに疑問

### ◇見直し及び都市公園に関する法改正等

#### ◆社会資本整備審議会における動向

- ・見直しは特別な問題ではなく、当たり前の都市計画運営の一環ととらえて取り組んでいくべき

#### ◆都市公園法施行令の改正

##### ○住区基幹公園における誘致距離標準の廃止

- ・住区基幹公園について基本的な考え方は踏襲しつつも、誘致距離の数値表示を行わない

##### ○一人あたりの都市公園の敷地面積の標準について

- ・従来示していた標準を参酌すべき基準とし、市町村は地域における都市公園の整備水準等を勘案して、住民一人あたりの都市公園の敷地面積の標準を定めることが望ましい

#### ◆大阪府都市公園条例の改正

- ・都市公園法施行令の改正を受け、大阪府では府の区域内における府民一人あたりの都市公園面積の標準を5㎡以上と定めた

## 4. 見直しの考え方

### ◇課題と方向性

課題1 建築制限の長期化への対応  
・説明責任の明確化

課題2 みどりの早期確保  
みどりの大阪推進計画(平成21年12月)  
緑地の確保目標:2025年までに府域緑地面積約4割以上  
緑化目標:市街化区域の緑被率20%確保

方向性 現実的なみどり施策の実現手法を見出す

### ◇対象

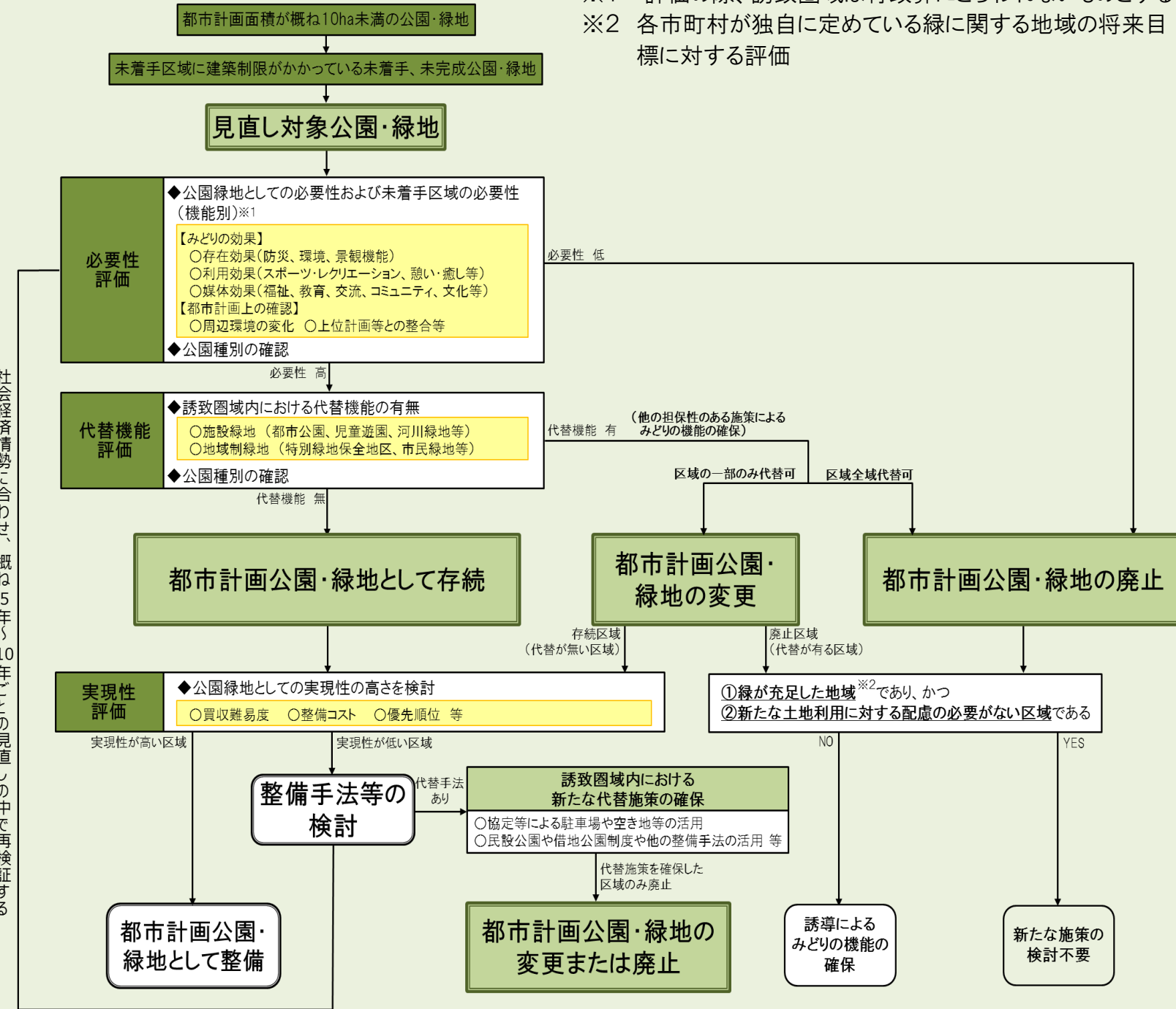
施設の種類	種別	機能の内容	標準規模	備考	
公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha	対象
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2ha	対象
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4ha	対象
	都市基幹公園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	概ね10ha以上	対象
		運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	概ね15ha以上	対象
	広域公園	広域公園	一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	概ね50ha以上	本書の対象外
特殊公園		(イ)主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 (ロ)動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園	—	対象 見直し検討の対象外	
緑地	緑地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	—	対象 (特殊な利用目的の緑地は除く)	



# 都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的考え方 概要(2/2)

## 5. 住区基幹公園等の評価の進め方

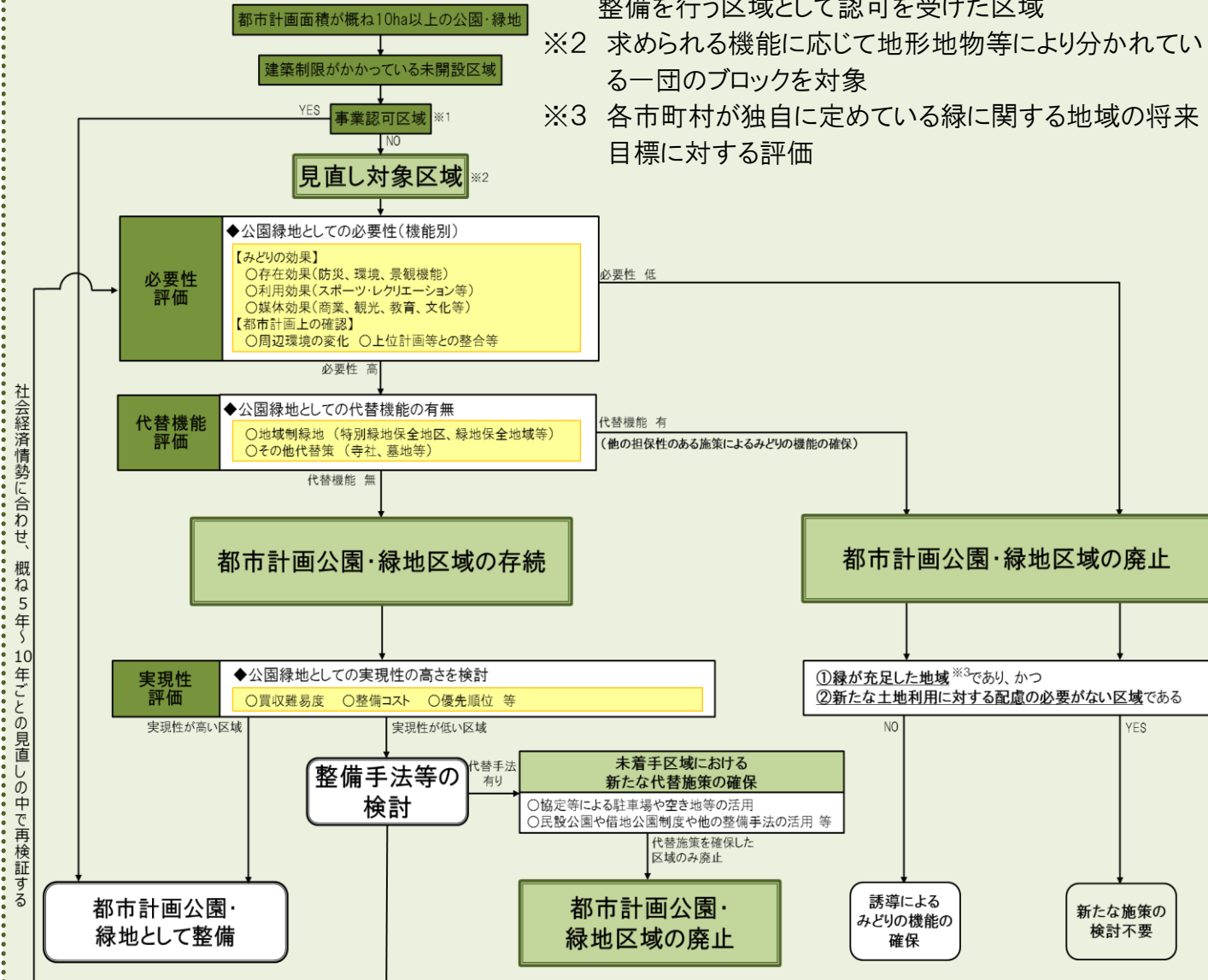
◇見直しの流れ(フロー)



社会経済情勢に合わせ、概ね5年〜10年ごとの見直しの中で再検証する

## 6. 都市基幹公園等の評価の進め方

◇必要性の評価(未完成公園のカルテ例)



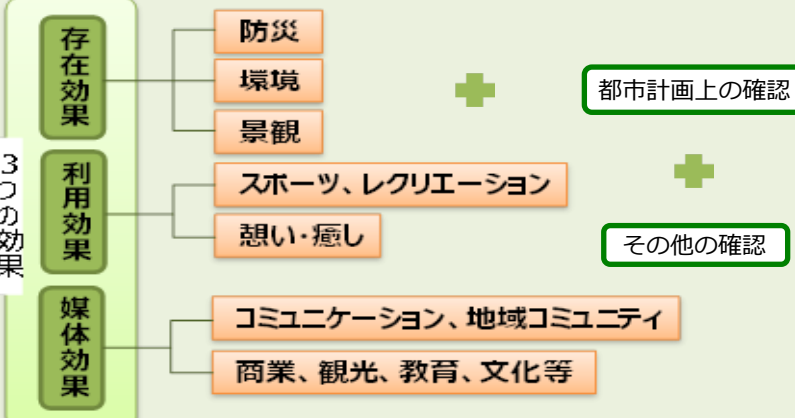
社会経済情勢に合わせ、概ね5年〜10年ごとの見直しの中で再検証する

### ◇評価の考え方の相違点

項目	住区基幹公園	都市基幹公園
評価単位	原則、開設区域を含めた公園・緑地全体を一体的に評価	求められる機能に応じて、地形地物で分かれるブロックごとに評価
必要性評価	未完成公園の場合は2段階評価 ① 開設区域を含めた公園緑地全体の必要性を評価 ② ①で必要性が高い機能のみ、未着手区域の必要性を確認(開設区域の充足度)	未着手、未完成公園とも評価は1段階
代替性評価	誘致圏域内で評価 機能により評価方法は異なる	未着手区域の現位置で評価 周辺エリアに代替は求めない

### ◇評価の要素

◎必要性評価(機能別)



◎代替機能評価

一定の担保性がある地域制緑地も一体的に評価、現況の土地利用も含めて代替機能となり得る施策等について検討

◎実現性評価

現況の土地利用状況による買収難易度や整備コスト、社会情勢を踏まえた市町村域における整備の優先順位等を考慮し、総合的に判断

### 7. 運用について

- 地域特性等を十分に勘案し、適宜適切に活用
- 地域のみどりの将来像との整合を図る
- 見直しにあたって、関係者に十分に説明責任を果たす
- 代替機能の確保は、都市計画公園・緑地区域の廃止と同時に原則